大磯町パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民がお互いの人権を尊重し、多様性への理解が進み、一人一人が個性と能力を発揮できる社会の実現を目指すため、パートナーシップ宣誓制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合いながら継続的な共同生活を行うことを約束した2人の関係をいう。
 - (2) 宣誓 パートナーシップにある2人が、町長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

- 第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
 - (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。ただし、同一所在地に住所を有することができない特別の事情がある場合は、この限りではない。
 - ア 双方が町内の同一所在地に住所を有していること。
 - イ 一方が町内に住所を有し、かつ、他の一方が3月以内に転入を予定している こと。
 - (3) 現に婚姻をしていないこと。
 - (4) 現に宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップにないこと。
 - (5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない続柄でないこと。ただし、同法第729条の規定により親族関係が終了した者同士の場合を除く。

(宣誓及び宣誓書等の提出)

- 第4条 宣誓をしようとする者は、揃って町職員の面前においてパートナーシップ宣誓書(第1号様式。以下「宣誓書」という。)に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。ただし、自ら記入することができないと町長が認める場合は、宣誓をする2人の立会いの下で他者に代筆させることができる。
 - (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書。ただし、宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。
 - (2) 戸籍抄本その他、現に婚姻をしていないことを証明する書類。ただし、宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 盲誓をしようとする者は、盲誓書を提出する時に、本人であることを明らかにす

るため、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

- (1) マイナンバーカード(個人番号カード)
- (2) 旅券(パスポート)
- (3) 運転免許証又は運転経歴証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等で本人の顔写真が貼付された書類。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める書類
- 3 前条第2号イに規定する町内に転入予定である者は、宣誓書等を提出した日から 3月以内に住民票の写し等町内に転入したことを証明する書類を町長に提出しな ければならない。
- 4 宣誓をしようとする者は、宣誓する日時等について事前に町と調整するものとする。

(通称名の使用)

- 第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等で町長が特に理由があると認める場合は、宣誓において通称名(戸籍上の氏名(外国人にあっては、これに準じるもの。(以下「本名」という。)に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。))を使用することができる。
- 2 前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名 を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提示するものとする。

(交付書類)

- 第6条 第4条第1号の規定により宣誓書を提出した者が第3条に掲げる要件を満たしていると認める場合は、町長は宣誓書を受領し、パートナーシップ宣誓証明書 (第2号様式。以下「証明書」という。)を交付する。
- 2 前条第1項の規定により通称名を使用した場合は、当該通称名及び戸籍に記載されている氏名を証明書に記載する。

(再交付の申請)

- 第7条 前条第1項の規定により証明書の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。) は、当該証明書を紛失し、毀損し、汚損し、又は氏名(通称名を含む。)若しくは住所の変更があった場合は、パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書(第3号様式。以下「再交付申請書」という。)により、町長に対し証明書の再交付を申請することができる。この場合においては、既に交付された証明書を提出するものとする。(紛失を除く。)
- 2 第4条第2項の規定は、第1項の規定による再交付の申請について準用する。
- 3 町長は、再交付申請書の提出を受けた場合は、証明書を再交付するものとする。 (宣誓事項の変更)
- 第8条 宣誓者は、宣誓書の記載事項に変更(通称名の変更を含む。)があったときは、 パートナーシップ宣誓事項変更届(第4号様式。以下「変更届」という。)に既に

交付された証明書を添えて、町長に届け出るものとする。この場合においては、変 更の事実を確認できる書類等を提出し、又は提示するものとする。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の規定による届出をする場合について準用する。
- 3 町長は、変更届の提出を受けた場合は、変更事項を確認し、変更後の証明書を交付する。

(返環)

- 第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書返還届(第5号様式。以下「返還届」という。)に証明書を添えて、町長に返還しなければならない。
 - (1) 宣誓者双方の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
 - (2) 一方又は双方が町外に転出したとき。
 - (3) 宣誓者の一方が死亡したとき。
 - (4) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。
 - (5) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。
 - (6) 証明書の返還を希望するとき。
- 2 前項第1号の双方の意思によることができない特別な事情がある場合は、宣誓者 の一方(当事者)は、町長に申し立てなければならない。
- 3 町長は、前項の申し立てがあった場合は、内容を審査し、特別な事情があると認められるときは、同条第1項に定める返還届及び証明書の提出を受けるものとする。 (無効となる宣誓)
- 第10条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、第3号又は 第4号に該当する場合は、当該各号の規定に違反する事由が生じた時点以降に限っ て無効とする。
 - (1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
 - (2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
 - (3) 第3条各号の規定に反しているとき。
 - (4) 第4条第3項に規定に反し、転入を証明する書類を提出しないとき。

(返還又は無効に係る交付番号の公表)

第11条 町長は、必要があると認めるときは、第9条により返還となり、又は前条により無効とした証明書の交付番号を公表することができる。

(自治体間での相互利用)

- 第12条 宣誓者は、本町がパートナーシップ宣誓制度に係る相互利用に関する協定 (以下「協定」という。)を締結している自治体へ転出する場合で、町長にパート ナーシップ宣誓証明書継続使用届(第6号様式。以下「継続使用届」という。)を 提出したときは、当該転出先の自治体において本町が交付した証明書を継続して使 用することができる。
- 2 町長は、前項に規定により継続使用届の提出があったときは、届出者の同意の上、

転出先の協定を締結している自治体に当該届書の写し等の書類を提出するものとする。この場合において、町長は、該当の証明書の交付番号を公表することができる。

- 3 本町と協定を締結している自治体から本町に転入した者で、当該自治体の長に継続使用届等を提出した者は、当該自治体が交付した証明書等を本町において使用することができる。
- 4 第1項の規定により継続して使用している証明書等の再交付、変更及び返還については、協定を締結している自治体が定める規定を準用する。
- 5 第3項の規定により継続して使用している証明書等の再交付については、第7条の規定を準用し、変更については、第8条の規定を準用し、返還については、第9条の規定を準用する。

(宣誓書の保存)

第13条 町長は、証明書を第9条又は第10条の規定により返還又は無効となるまでの 間及びその後5年間保存する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、制度の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条第4項に規定する宣誓をする日時の事前調整その他この告示を施行する ために必要な準備行為は、この告示の施行日前に行うことができる。